

神奈川県トップ経営体育成事業実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県トップ経営体育成事業補助金交付要綱(平成30年6月1日付け農振第1213号環境農政局農政部長通知。以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語説明

特定財源

要綱第4条の特定財源とは、市町村や農業協同組合、信用農業協同組合連合会等の補助金をいう。

第3 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 事業の内容等

別表1のとおりとする。

第5 要件及び留意事項等

事業実施にあたる要件及び留意事項等は別表1及び次のとおりとする。

1 要件

- (1) 事業実施主体がかながわ農業版MBA研修を修了した者(以下「修了者」という。)を含む農業経営体で、かつ、代表者が修了者でない場合は、家族経営協定等により経営における修了者の役割が明確になっていること、若しくは事業実施年度中に家族経営協定を締結することとする。
- (2) 当該研修を修了した翌年度から3年を経過していない者。ただし、特段の事情があると農業振興課長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 年間農産物販売金額について、直近2か年のうち1年は1,500万円(畜産を主たる事業として営む者又は経営体は3,000万円)を超え、かつ直近2か年、連続して年間農産物販売金額が3,000万円(畜産を主たる事業として営む者又は経営体は5,000万円)を超えていない者、又は経営体。なお、経過措置として、令和7年度までに研修修了した者については、令和10年度事業までは、年間農産物販売金額1,500万円以下(畜産を主たる事業として営む者又は経営体は3,000万円以下)の経営体も対象とする。

2 留意事項等

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。

- (2) 整備後に施設の維持のために必要となった補修に要する経費は、本事業の対象外とする。
- (3) 農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならない。
- (4) 業者選定にあたっては、希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は見積もり合わせ等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
(中古農業機械の導入時は除く。)
- (5) 農業共済等への加入
 - ア 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、事業の目標年度までに国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
なお、機械の導入を行う場合にあつては助成対象となる機械は動産総合保険等の保険（天災等に対する補償を必須とする。）に努めるものとする。
 - イ 事業実施主体は、第11に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への施設の加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- (6) 目標年度において、営業利益が得られる収支計画になっていることとする。
- (7) 本事業により、雇用創出、年間販売額増加を可能とする計画であることとする。

第6 事業実施までの手続

1 事業計画等の提出

- (1) 計画作成にあたって、事業計画の熟度、他事業との関連等を考慮し、次の事項に留意するものとする。
 - ア 神奈川県都市農業推進条例、かながわ農業活性化指針等、関連する県計画の趣旨との整合性
 - イ 関連する各市町村の計画の趣旨との整合性
 - ウ 補助事業により整備する施設及び導入する機械等の規模、利用計画の妥当性
 - エ 補助事業により整備する施設等と、近隣既存施設や類似施設の利用区分及び利用計画の関連
 - オ 事業実施主体の負担金の調達計画の妥当性
 - カ 施設整備にあつては、用地の確保状況及び関係法規（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等）の許認可手続きとの関連
- (2) 事業実施主体は、神奈川県トップ経営体育成事業計画書（様式1。以下「計画書」という。）を作成し、補助事業者に提出するものとする。計画の提出を受けた補助事業者は、地域県政総合センター所長（横浜市、川崎市にあつては横浜川崎地区農政

事務所長。以下「所長」という。)に計画書を提出するものとする(参考様式1)。

- (3) 補助事業者から計画書の提出を受けた所長は、チェックリスト(参考様式8)を用いて書類を確認の上、整備する施設や導入する機械の性能や規模等の技術的な妥当性について、農業技術センター各地区事務所長(農業技術センター普及指導部管内においては普及指導部長。畜産分野においては畜産技術センター企画指導部長。以下「各地区事務所長等」という。)に意見を求めるものとする(参考様式2)。
- (4) 所長は、意見書及びチェックリストの提出を受けたときは、内容を確認の上、計画書とともに速やかに環境農政局農水産部長(以下「農水産部長」という。)に報告するものとする(以下、提出先は農業振興課とする)。

2 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、計画書に基づき各事業を実施しようとするときは、実施設計書(参考様式3)を作成し、計画書に添付するものとする。
- (2) 施設等の建築工事に係る実施設計書は、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託又は請け負わせて作成するものとする(施工業者以外に委託又は請け負わせることが望ましい)。ただし、実施設計書の作成に要する経費は補助の対象としないものとする。

3 事業の決定等

- (1) 農水産部長は、所長から提出された計画書の補助額を集計し、予算を超過する場合又は事業内容について検討を必要とする場合は、別に定める審査会により調整し、支援が必要と判断した取組に対し、別表2のポイント及び審査会の加点ポイントにより優先順位を付け、その結果を所長、各地区事務所長等に通知するものとする。なお、予算の範囲内で、事業内容について検討を必要としない場合は、審査会は開催せず、要望額のとおりとする。
- (2) 所長は、該当補助事業者に審査結果を通知するものとし、通知を受けた補助事業者は、事業実施主体に審査結果を通知するものとする。
- (3) 農水産部長は、当該補助事業の予算議決後、審査会の結果及び予算調整結果に基づき計画承認(参考様式4)し、補助額の上限を添えて所長及び各地区事務所長に通知するものとする。
- (4) 所長は、該当補助事業者に計画承認及び補助額の上限を通知するものとし、通知を受けた補助事業者は、当該事業実施主体に計画承認及び補助額の上限を通知するものとする。
- (5) 事業実施主体は、やむを得ない事情により、承認を受けた計画を交付申請までに変更しようとする場合は、あらかじめ補助事業者と相談するとともに計画変更承認申請書(様式13)を提出するものとし、提出を受けた補助事業者は速やかに所長に変更計画書を提出するものとする。ただし、要領様式1の3及び4については変更不可とする。
- (6) 補助事業者から変更計画書の提出を受けた所長は、第6の第1項(3)及び(4)に準じて農水産部長に報告をするものとする。

- (7) 報告を受けた農水産部長は、必要に応じて審査会審査員の意見を確認した上で、変更計画の承認を行い、同項(3)及び(4)に準じて所長及び当該事業実施主体に変更計画の承認を通知するものとする。

4 補助金交付申請

- (1) 事業実施主体は、補助事業者の定める補助金交付規則等に基づき補助金交付申請書を補助事業者に提出し、補助事業者は、事業実施主体から提出された申請書の内容を審査するとともに、神奈川県トップ経営体育成事業補助金交付申請書(要綱第1号様式。以下「申請書」という。)を所長に提出するものとする。
- (2) 所長は、補助事業者から提出された申請書の内容を確認するとともに、速やかに農水産部長に報告するものとする。
- (3) 農水産部長は、事業実施主体について、要綱第7条の2に基づき神奈川県警察本部長に対して確認を行い、結果を所長に通知するものとする。

5 補助金の交付決定

- (1) 所長は、補助金の交付等に関する規則(以下「規則」という。)第6条に基づき、交付決定及び通知(参考様式5)するものとする。
- 交付決定にあたっては、申請書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を確認するものとする。
- (2) 所長は、交付決定後速やかに前項書類を農水産部長に報告するものとする。

6 補助金の交付

- (1) 補助金の交付は、原則として精算払いとする。ただし、事業の円滑な推進を図る上で必要と認められる場合は、概算払いにより交付できるものとする。
- (2) 補助事業者は、概算払いを要望するときは、交付申請書に概算払要望書(様式2)を添付するものとする。
- (3) 概算払いの方法

ア 一部概算払い

事業実施主体が交付決定後に、工事の前金払い又は概算払いを行う場合には、所長は、その支払額に対応する補助の範囲内で、交付決定額の50%相当額以内を概算払いできるものとする。

イ 全額概算払い

事業の進捗が、70%以上でかつ、当該会計年度内に完了することが見込まれるときには、交付決定額の全額(既に一部支払い済みのものにあつては、その残額)を概算払いできるものとする。

ウ 提出書類

概算払請求書(様式3)に次の書類を添付するものとする。

- (ア) 一部概算払いの場合……契約書等の写し
- (イ) 全額概算払いの場合……契約書等の写し及び出来高調書(様式4)
- (4) 所長は進捗率に応じて概算払いにより補助金の交付を行う場合、交付決定の補助条

件に、進捗率が基準に達し、概算払請求書の提出があった場合に限り補助金の交付を行う旨明記するものとする。

第7 事業の実施

1 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。所長の交付決定通知前に事業着手する場合には、事業実施主体は、補助金交付決定前事業着手届（様式5）を提出するものとする。
- (2) 補助金交付決定前事業着手届の提出期限は、補助事業等に係る契約締結前とする。
- (3) 事業実施主体は、施設整備等の工事を伴う事業に着手したときは、要綱16条に基づき、速やかに事業着手届を提出するものとする。
なお、事業着手届には、補助事業等に係る契約書の写し、入札てん末書（様式6）又は随意契約等の場合は施工業者選定理由書（様式7）等を添付するものとする。
- (4) 所長は補助金交付決定前事業着手届及び事業着手届を受理したときは、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。
- (5) 事業の着手年月日は、施設、機械等の発注日、又は工事の契約締結日とする。
- (6) 事業の完了年月日は、補助事業者が補助金を交付した日とする。

2 事業の施行

事業の施行方法は、直営施行、請負施行、のいずれかによるが、補助事業者及び事業実施主体は施行方法ごとに次のことに留意し、補助事業者の定めるところに準じて適正に補助事業等を実施するものとする。

なお、所長は、補助事業者が適正な事業の施行ができるように指導するものとする。

(1) 直営施行

直営施行は、事業実施主体が実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接材料の購入や現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事等の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、工事材料の検収・受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影や工事日誌の記録等を行い、工事の実施状況を明確にするものとし、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

(2) 請負施行

請負施行は、事業実施主体が工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行うものとする。

ア 工事請負人の選定方法

工事請負人の選定は、県又は補助事業者の定める基準に準じて行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおりにより工事が実施されるよう指導監督に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了した時は、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に完成確認検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合、完成確認検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後、合格したときに引渡しを受けるものとする。

3 事業計画の変更

要綱第8条で定められた変更をしようとする場合は、第6の1に準じて変更手続きを行うものとする。

なお、軽微な変更に該当するときであっても、交付決定額の変更等その後の補助事業等の実施に影響があると思われるときは、あらかじめ所長に協議するものとする。

4 遂行状況の報告

要綱第11条に定める神奈川県トップ経営体育成事業遂行状況報告書（要綱第5号様式。以下「遂行状況報告書」という。）の提出を受けた所長は、1月31日までに農水産部長に報告するものとする。

第8 会計経理

事業実施主体は、補助事業等の実施に係る会計経理については、次のことに留意して適正に処理するものとする。

- 1 事業実施主体の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- 2 金銭の出納は、金銭出納簿等を設けて行い、必要に応じて口座等を設けるものとする。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認のうえ行い、その都度領収書を受領する等して支出を明確にしておくものとする。
- 4 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくものとする。

第9 事業完了後の手続き

1 年度内履行確認の実施

- (1) 年度内に要綱に定められている神奈川県トップ経営体育成事業実績報告書（要綱第6号様式）が提出された事業（年度内に額の確定がなされた事業は除く）

所長は、提出された実績報告書に基づいて、実施年度内に補助事業履行確認書（様

式8)により履行確認を行うものとする。

(2) 年度内に実績報告書が提出されない事業

補助事業者は、年度内事業完了時点又は年度末現在の遂行状況報告書を所長に提出するものとする。所長は前項と同様、履行確認を行うものとする。

2 実績報告書の提出

- (1) 実績報告については、要綱第12条に基づいて提出するものとする。
- (2) 実績報告書の添付資料の精算設計書等は、第6に定める計画書に準じ、実績を記入して作成するものとする。
- (3) 規則第17条に規定する財産の取得等を伴う補助事業については、実績報告書の提出にあたって要綱で定める資料を添えるものとする。
- (4) 工事を伴わず、農畜産業機械の導入のみの場合は、様式6もしくは様式7を添付する。

3 完成確認検査の実施

- (1) 所長は、実績報告書等を受理した場合に、当該報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業等の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか補助事業検査記録簿（参考様式6）を参考に完成確認検査（以下「検査」とする。）を実施するものとする。
- (2) 検査は、原則として現地確認を行うものとする。なお、間接補助事業として実施する場合は、市町村長の行う検査に同行することが適当である。

4 額の確定

- (1) 検査の結果は、補助事業完成確認検査調書（参考様式7）にとりまとめ、適正と認められたときは、所長は補助金等の額を確定するものとする。
- (2) 額の確定通知については、すでに通知している交付決定額と確定額が相違する場合のみ行うものとする。
- (3) 額の確定の結果、確定額が交付済の金額を下回る場合には、その差額の返還命令を額の確定通知に併せて行うものとする。
- (4) 所長は、額の確定を行ったときは、実績報告書（写）及び補助事業完成確認検査調書（写）を添付し、速やかにその旨を農水産部長に報告するものとする。

第10 関係書類の整備

事業実施主体及び補助事業者は、補助事業等の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理し、事業実施年度の翌年度から10年間保存するものとする。

ただし、処分制限期間を経過していないものについては、処分制限期間において補助金交付決定通知、実績報告書及びその添付書類、財産管理台帳等の関係書類を保管するものとする。

なお、関係書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が継続できない場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に関係書類を引き継ぐものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

【直営施行の場合】

- (1) 実施設計書
- (2) 精算設計書
- (3) 工事材料検収簿、同受払簿
- (4) 賃金台帳、労務者出面簿
- (5) 工事日誌
- (6) 現場写真
- (7) 売買契約書
- (8) その他

【請負施行の場合】

- (1) 実施設計書
- (2) 精算設計書
- (3) 入札てん末書類
- (4) 請負契約書
- (5) 工事完了届
- (6) 現場写真
- (7) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書の写し等）
- (3) その他

4 往復文書

補助金の交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、承認・指令書類及び設計書類等

5 施設管理関係

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第 11 実施状況報告

- 1 補助事業者等は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、各年度の事業実施状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、神奈川県トップ経営体育成事業実施状況報告書（様式9。以下「実施状況報告書」という。）を作成し、所長に報告するものとする。
- 2 所長は、実施状況報告書を受理した場合には必要に応じて現地調査等を行い、報告書の内容について確認し、その結果について事業実施状況報告書を添付のうえ、農水産部長に6月末日までに報告するものとする。
- 3 目標年度において目標が達成されない場合、補助事業者等は、事業実施年度の目標年度からその翌々年度までの間、各年度の事業実施状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、実施状況報告書（様式9）を作成し、事業評価を行い所長に報告するも

のとする。

- 4 所長は、報告を受けた目標達成状況及び事業評価について点検し、その結果を6月末日までに農水産部長に報告するものとする。所長は、事業計画目標に対して事業実施状況が不十分である場合は、目標が達成できるように補助事業者等に対して適切に指導するものとする。

第12 施設等の管理

施設等については、次により常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

1 管理の方法

事業実施主体は、施設等の管理の状況を明確にするために財産管理台帳を備えるとともに、その管理する施設等について、所定の手続きを経て管理規程又は利用規程を定めて適正な管理を行うものとする。

また、施設等の永続的な活用が図れるよう、施設等の更新に必要な資金の積立てに努めるものとする。

2 増改築等に伴う手続き

- (1) 事業実施主体は、施設等の更新、移転又は主要機能の変更を伴う改良、増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ神奈川県トップ経営体育成事業施設財産の更新（又は移転、改良、増築、改築、模様替え）について（様式11）により補助事業者が所長に届け出るものとする。
- (2) 届け出を受理した所長は、届け出の内容を検討した上で、農水産部長に速やかに報告するものとする。

3 施設等の処分等

- (1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ神奈川県トップ経営体育成事業財産の一時的な目的外使用に関する承認申請について（様式11）又は、神奈川県トップ経営体育成事業財産処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保）に関する承認申請について（様式12）により、所長の承認を受けなければならないものとする。

なお、処分後の利用状況については、（参考様式9）により、処分制限期間が経過するまで第11に定める実施状況報告に準じ、毎年報告を行う。

- (2) 承認申請を受理した所長は、その内容を検討した上で、農水産部長に速やかに報告するものとする。
- (3) 所長は別表3の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付したうえで承認を行うものとする。

第13 補助金の返納

- 1 事業実施主体は、補助金を受けた後に要綱、この要領に定める事項を満たさないこと

が判明した場合には、補助事業者に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。当該補助金の一部又は全部の返納を受けた補助事業者は、速やかに当該返納金を所長に返納しなければならないものとする。

- 2 所長は、返還額が生じることが明らかになった時は、補助金の一部又は全部を減額し、すでに交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第 14 予算の調整等

農業振興課は、予算の効率的な執行及び公平な補助金執行を担保するため、地域県政総合センター等と連携を図りつつ、補助金の執行にあたり総合的な調整を行うことができるものとする。

第 15 関係所管課の協力

前号までにおける事業を実施するにあたり、地域県政総合センター等が県の施策との整合の確認や、専門的な知見による意見を要するときは、必要に応じて関係所管課に意見を求めることができるものとする。

第 16 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日の改正前までに計画書を提出した事業については、なお従前の様式を用いるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日の改正前までに計画書を提出した事業については、なお従前の様式を用いるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日の改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和４年９月２２日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和５年７月１３日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和６年３月２９日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和８年７月２３日から施行する。

別表 1 神奈川県トップ経営体育成事業の内容等

補助対象経費	補助対象基準	要件
1 育苗施設	・床土及び種もみ処理施設 ・播種プラント ・出芽施設 ・接ぎ木装置 ・幼苗活着促進装置 ・緑化及び硬化温室 ・特に認められるもの	
2 乾燥調製施設	・荷受施設 ・乾燥施設 ・調整施設 ・出荷施設 ・集排じん施設 ・処理加工施設（精米、もみ がら処理を含む） ・特に認められるもの	
3 穀類乾燥調製 貯蔵施設	・荷受施設 ・一時貯留施設 ・乾燥施設 ・調整施設 ・貯蔵施設 ・均質化施設 ・出荷施設 ・集排じん施設 ・処理加工施設（精米、もみ がら処理を含む） ・特に認められるもの	
4 農産物処理加 工施設	・加工施設 ・荷受及び貯蔵施設 ・乾燥及び選別・調製施設 ・精選及び貯留施設 ・搬送施設 ・計量施設 ・出荷及び包装施設 ・残さ等処理施設 ・特に認められるもの	・荷受及び貯蔵施設、乾燥及び選別・調製施設、精選及び貯留施設、搬送施設、計量施設、出荷及び包装施設、残さ等処理施設については、加工施設と一体的に整備するものとする ・加工施設とは、精米機、製粉機、浸漬機、加圧機、乾燥機、洗浄機等をいう ・HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実践するものとする

5 集出荷貯蔵施設	・集出荷施設 ・予冷施設（予措保管、定温貯蔵、低温貯蔵、CA貯蔵及びこれらと同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設） ・貯蔵施設 ・選別、調製及び包装施設 ・残さ等処理施設 ・特に認められるもの	・予冷施設、貯蔵施設、選別、調製及び包装施設、残さ等処理施設については、集出荷施設と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする ・原則として、事業実施地域内で生産された生産物を対象とし、直売施設を一体的に設置できるものとする
6 直売施設	・売場施設 ・集荷施設 ・貯蔵施設 ・加工施設 ・特に認められるもの	・加工施設については、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実践するものとする
7 用土等供給施設	・用土供給施設 ・土壌機能増進資材製造施設（土壌の物理性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設） ・特に認められるもの	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土を供給するために必要な施設とする
8 被害防止施設	・防霜施設 ・防風施設 ・病虫害防除施設 ・土壌浸食防止施設 ・特に認められるもの	・農業生産における被害を軽減するために必要な施設とする
9 農業廃棄物処理施設	・農業廃棄物処理施設 ・特に認められるもの	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする
10 生産技術高度化施設	・省エネルギーモデル温室 ・低コスト耐候性ハウス ・高度環境制御栽培施設（周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型施設） ・高度技術導入施設（既存施設への設備導入） ・栽培管理支援施設（園地管理軌道、花粉開薬貯	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする ・省エネルギーモデル温室については、自動換気装置は必ず装備するものとし、必要に応じて、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発

	蔵、用排水、点滴施肥、かん水及び土壌環境制御を行う施設) ・特に認められるもの	生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとする ・50m/s 以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域にあっては、当該風速とすることができるが、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね 70%以下の価格であるものとする ・必要に応じて、栽培用照明装置、水源施設、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする ・必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする
11 種子種苗生産 関連施設	・種子種苗生産供給施設（セル成型苗生産、接ぎ木、組織培養等を行う施設） ・種子種苗処理調製施設（種子の品質向上及び消毒を行う施設） ・種子備蓄施設（種子の品質	

	維持、備蓄種子の芽率等を検査する自主検査装置等を行う施設) ・種子生産高度化施設 ・特に認められるもの	
12 有機物処理・利用施設	・堆肥等生産施設 (ぼかし肥の生産、微生物培養等を行え、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用も含む) ・堆肥流通施設 (堆肥の袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置される施設) ・堆肥発酵熟等利用施設 (有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設) ・地域資源肥料化処理施設 (地域の未利用又は低利用の有機資源(下水汚泥等有害成分を含む恐れの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)の肥料化に必要な施設や装置(堆肥ペレット化装置等)とする) ・特に認められるもの	・堆肥等の製造に必要な施設とする ・耕種農家、畜産農家、食品産業等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源(原料)の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用するものとする ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする - ア 製造された堆肥は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)に規定する基準に適合するものとする - イ 製造された堆肥の施用にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」(昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知)(土壌1kgにつき亜鉛120mg以下)に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする

13 家畜飼養管理施設	・乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等 ・肉用牛 ア肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 - イ肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等 ・養豚 繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等 ・養鶏 鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等 ・特に認められるもの	・施設等の整備にあつては、次に留意することとする - ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること - イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること
14 家畜排せつ処理施設	・堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等 ・污水处理施設 貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等 ・脱臭施設 ・特に認められるもの	・施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする - ア 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること - イ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること - ウ 污水处理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること - エ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第

		4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること オ 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする
15 自給飼料関連施設	・自給飼料調製・保管施設 ・飼料原料保管施設 ・混合飼料等調製・保管・供給施設 ・特に認められるもの	・施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする
16 畜産物加工・販売施設	・畜産物（牛乳乳製品、鶏卵、食肉及びそれら加工品等）の製造・販売に要する施設	・施設の整備に当たっては、実施主体が生産した畜産物の展示・販売が過半を占めること ・施設には、加工販売に必要な機器等の設備等も含む ・HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実践するものとする
17 農畜産業機械	・本体価格が 50 万円以上であること（アタッチメント含む） ・原則新品とするが、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。 ・特に認められるもの	・農畜産業以外に使用可能な汎用性の高いものではないこと（例：運搬用トラック、バックホー等） ・動産総合保険等の保険（盗難及び天災等に対する補償）に加入すること ・経営面積又は作業受託面積、飼養頭羽数等、生産の拡大及び省力化に必要な機械であること

別表2 ポイント表

経営規模拡大	露地・・・10aあたり1ポイント 果樹・・・5aあたり1ポイント 施設・・・2aあたり1ポイント 乳用牛・・・飼養頭数又は生産乳量10%増加あたり1ポイント 肉用牛・・・飼養頭数又は生産頭数10%増加あたり1ポイント 養豚・・・飼養頭数又は生産頭数10%増加あたり1ポイント 養鶏・・・飼養羽数又は出荷量10%増加あたり1ポイント
雇用創出	常雇用・・・1人あたり5ポイント パート・・・480時間あたり1ポイント
年間販売額	<農業> 3,000万円を上回る200万円ごとに1ポイント 例) 3,600万円・・・3ポイント、2,600万円・・・－2ポイント <畜産> 5,000万円を上回る500万円ごとに1ポイントごとに1ポイント 例) 6,000万円・・・2ポイント、4,300万円・・・－1.4ポイント
法人化への取組	1年目取組・・・3ポイント 2年目取組・・・2ポイント 3年目取組・・・1ポイント 既に法人である場合・・・2ポイント
GAP又は農場HACCP認証の取得	1年目取得・・・3ポイント 2年目取得・・・2ポイント 3年目取得・・・1ポイント 既に取得している場合・・・2ポイント
農業版事業継続計画（BCP）の策定	1年目策定・・・3ポイント 2年目策定・・・2ポイント 3年目策定・・・1ポイント 既に策定している場合・・・2ポイント
有機JAS認証の取得	1年目取得・・・3ポイント 2年目取得・・・2ポイント 3年目取得・・・1ポイント 既に取得している場合・・・2ポイント
スマート農業への取組（新たに導入する場合）	環境モニタリング機器の導入（温湿度や日射量、CO₂濃度等の環境のデータを計測し、記録する機器の導入。補助対象であるかは問わない。）、アシストスーツ、除草作業等のロボット・・・1ポイント 統合環境制御機器の導入（温湿度や日射量、CO₂濃度等の環境のデータを計

	測し、暖房機やカーテン、換気等を複合的に自動制御する機器の導入)・・・ 3ポイント
周辺環境対策に係る取組(新たに導入する場合)	農薬飛散防止や臭気対策等、周辺環境との調和に資する施設・機械の整備 ・・・3ポイント

※ポイントに端数が生じる場合は、項目ごとに小数第1位まで(2位以下は四捨五入)とする。

別表 3

処分区分		承認条件	補助金納付額	備考
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（※1））	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた額。なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益（収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた額（※3）	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を継承する場合は納付を要しない。
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	県費納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた額（※4）	
譲渡	有償	県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること（※2））	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた額	補助対象財産の所有権の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合は納付を要しない。この場合において、当該補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること。
	無償	県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該財産	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた額	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合は納付を

		の利用状況を報告すること（※２）	（※４）	要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残存期間内、新財産が補助条件を継承すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を県費納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残存期間内、新財産が補助条件を継承すること	交換差益額に補助率を乗じた額	原則、交換により差損が生じない場合に限る
貸付	有償（遊休期間内の一時貸付け）	収益について県費納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益（貸付による収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた額	
	無償（遊休期間内の一時貸付け）	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間（１年以上）の貸付け	県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること（※２））	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた額（※４）	補助対象財産の所有権の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期貸付け、経営に同一性・継続性が認められる場合は納付を要しない。この場合において、貸付けを受けた法人に、当該補助対象財産の処分制限期間の残存期間内、補助条件に従って使用させること
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		

※１）財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該

財産の利用状況を報告すること。

※2) 譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。

※3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。(※)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。

※4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」

注1) 上記の返還金額算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

注2) 補助率については、確定補助率(補助金額÷補助対象事業費：小数点6桁以下切捨て)の数値を用いること。

注3) 知事は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。